



発信：弁護士法人
シティサンライズ法律事務所
弁護士 浦田 益之
弁護士 和田 恵
弁護士 磯谷 太一
TEL 058-265-1708
✉ info@urata-law.com

皇位継承問題とは

1. 海外の事情

イギリス王室やスウェーデン王室は、王位継承資格を「男女の性別を問わず長子優先」としている。

オランダ王室、ノルウェー王室、ベルギー王室、デンマーク王室は、男子優先を廃止するなどして、男女の性別を問わず長子優先に変えた。

スペイン王室については、男系男子を原則としているが、該当する者がいない場合に限り、女王が認められる。

2. 皇室典範

(1) 過去には8人の女性天皇がいたとされる。

私を知っているのは、推古・持統・元明・後桜町くらいか。

(2) それが、1889（M1）制定の皇室典範で

大日本皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ継承ス

と定めたことによって、女性天皇や女系天皇が皇位継承者から排除されてしまった。

父親が天皇（若しくは皇族）であれば、その子は男系に当たる。

女性皇族も結婚すると、皇族を離れ民間人になる。

要するに、組み合わせとしては、男系男子、男系女子、女系男子、女系女子があるが、男系男子だけが皇位継承の資格を持つという訳だ。

3. 戦後改正された皇室典範も、その基本を受け継ぎ、

皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する。

とした規定を置いた。

4. なぜ女性天皇が実現しないのか。

旧皇室典範については、家制度と兵役との関係があったとされる。

明治期において形成された家制度は、男系男子が家を単独で相続し、戸主として家を支配した。

政府は、この家制度を統治機構に組み入れていたが、そこでは、妻は夫に従順でなければならない存在と位置付けた。

天皇は、いわば、家制度の頂点に立つことになるので、女性天皇を認めると、これと整合

しなくなる。

また天皇は、陸海空軍を統帥する大元帥の立場になるので、兵役に就かない女性を天皇にできなかった。

戦後の改正にあっては、以前にも増して、皇位承継を男性に限るのは新憲法の唱う男女平等の原則に反するという意見が出ていた。

もともと、旧皇室典範の制定の際にも、女性天皇を認める意見はあった。

これに対して、政府は、今度は、伝統（皇位は男系に限る）を重視する必要があるとして、歴史や特殊性を持ち出し反発した。

それに加えて、日本国憲法にある「皇位は世襲のものであって」を、伝統的歴史的観念のことであり、伝統のことを指すと解釈した。

とはいえ、ここに矛盾も見られる。

旧皇室典範のときは、皇室と国民の一体性を強調していたが、これが新皇室典範になると、国民の持つ男女平等が皇室には適用されないと言い出した。

5. ではどう考える

平成18年9月6日、およそ40年振りに皇族男子が誕生したことから、皇位継承の安定化について、一段と議論が急がされるようになった。

いくつかの世論調査やアンケートも出ているが、概していえば、

- ①皇室制度は改める必要がある 50%以上
- ②女性、女系天皇を認めるか 各70%以上

となっているようだ。

ところが、その一方、皇室には男系でつながれてきた伝統があり、男系たる皇位は世襲すると憲法が保障している、といった強力な反対論が存在する。

これによると、男系継承の制度は女性蔑視には当たらず、男女差別にならないという訳だ。

そして、女性天皇を認めると、女系皇族が誕生し、その子が天皇に即位すると、皇室の歴史が女系天皇に変わってしまうと危惧している。

例の万世一系の皇統が断絶する（国家の危機）の話につながる。

そこで、皇室を残したうえでの対策として、旧皇族の男系男子を養子に迎えるとか、女性皇族が結婚した後も皇族の身分を保持するとかなど、いろいろな意見が出ている。

この機会に、統治機構と天皇制度との関係はどうあるべきか、象徴として求められている天皇の役割とは何か、女性天皇ではその役割が果たせないのか、などを考えてみることにしてはどうだろうか。

次回案内

岐阜放送「ぎふチャン」

浦田益之の言われてみれば… 4月23日（毎月第4水曜日午後4時5分から）